

第八部

第一回参議院労働委員会會議録第十一号

(三十三)

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二号)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

○企業再建整備その他に関する陳情(第三百四十三号)

○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三百四十四号)

昭和二十二年十月十日(金曜日)午前
十時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○失業手当法案

○失業保険法案

○一般労働問題に関する調査承認要求に関する件

○重要職(山重英君) それでは只今から昨日に引続きまして失業保険法案並びに失業手当法案の逐條的な質疑に入りたいと思ひます。本日委員長は登壇中でございますが、昨日の労働委員会の方へ出席して頂いておりますので、委員長が来られるまで私が委員長代理の席に着かして頂くことにいたします。

それでは昨日は第一章のところに入つたのでございますが、全部書きなさいで散会をいたしました。従いまして第一章の幾部から開始したいと、この考へます。

○重要職(山重英君) 逐條ですね。もうすでに質問があつたかも知れませんが、第八部 労働委員会會議録第十一号

昭和二十二年十月十日

四條の「給料及びこれらに準ずるもの」といふのはいろいろの手当は含むのでありますから、それから第七條の第二行目の「恩給、退職料その他これらに準ずる」とありますが、恩給はよいとして、退職料などは、一時的の支給のものではないか。そういう場合には、この被保険者がどういふふうになりますか、お尋ねいたします。以上です。

○政府委員(上山重吉) 第四條の賃金、給料及びこれらに準ずるものの範圍といたしましては、名称としましては手当とかその他いろいろな名称がございますけれども、原則的には全部入れたいつもりでございます。但し臨時に支給されるものでございますとか、三ヶ月の期間を超えて支給されるものでありますとか、それから現物給與の一部等についてはこれを除外したいつもりでございます。そういう細かい細目の点を政令で決めたいと思ひます。

○重要職(山重英君) 具体的に申し上げますと、只今健康保険、厚生年金等におきましては家族手当が入りませんが、今度こちらでは家族手当等もはつきり入れたらと思つております。

それから第七條の点でございますが、この恩給とか退職料とかその他のいろいろな名義でございますけれども、老年金のような性質のものでございまして、必ずしもこの失業保険金の役目を果たすというところは言えないかと思ひますが、名義は恩給、退職料という名義の中に包含されておりました。

一時金の性質を持つておりまして、その内容が失業保険の内容と同じような働きをいたすものは、政令を以ちまして考へて参りたい。かように考へておきます。

○重要職(山重英君) この法律と、それから現在在るいろいろな会社あたりで行われておる或いは退職金、或いは解雇手当とか、そういうものに対する関係と申しますか、それに対する関係と申しますか、それに対する関係と申しますか、それは如何でありますか。

○政府委員(上山重吉) 退職金等につきましては、現在会社等いろいろございまして、それは多くは勤続年限等を考慮いたしましたもので多いのではないかと思ひます。ところがこの失業保険金につきましては、苟くも六ヶ月以上の資格期間を持ちましたものは、同じように失業期間中は失業保険金を支給するということになつておりました。若干その間に役目が違つて参るのじやないかと思ひます。それから解雇手当につきましても、これは労働基準法にも規定がございまして、三十日以上予告期間があります場合に、全然支給しない。予告がない場合に初めて三十日分相対する解雇手当を支給するといふような規定になつておりました。その他いろいろ別の役目を持つておるといふ関係がございまして、この失業保険法ができましたからといつて、今までありました退職金なり解雇手当等を全部なくすといふやうなことは考へておりません。但し現実に工場等におきまして解雇をする

いふような場合に、どの程度の退職金を支給するがよいか、又基準法の工場解雇手当以上のどの程度の手当を支給するがよいかといふようなことは、いろいろ議論があると思ひます。そういう場合の國の失業保険におきまして、こういう程度の失業保険金が支給されるかということが決まつておると、当然その退職金なり解雇手当をどの程度支給するがよいかといつて判断をいたします。前提には当然なつて参らうと思ひます。そういう意味で退職金と解雇手当との制限を成るだけ標準化すると思ひます。そういう働きは現実にはあると思ひますが、この保険法ができましたために、そういうものを整理するといふようなことは特別考へておりません。

○重要職(山重英君) 皆さんの質問が第二章にも入つておるようですが、第二章に入つてよければ私もあります。

○重要職(山重英君) 第一章は、それは非常に短くございまして、第二章との関係もございまして、第二章に移つてもよろしいと思ひます。

○重要職(山重英君) 第二章に移ります。

○重要職(山重英君) 第二章の第六條に、失業保険法の方ですが、被保険者に包括される仕事の部分(イ)から(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ト)に、且つ一、二、三とあるのですが、その中からは土産業、農林畜産、水産、映画演劇、通信、教育調査研究事業、保健衛生、そういうものが除かれておりました。それから日雇労働二ヶ月以内

の臨時労働、四ヶ月以内の新設労働者といふものが、強制保険からも任意包括保険からも除外されておりましたが、なぜ除外されなければならぬかという理由と、それからこの除外されておる人々を想定した場合どれくらいに及ぶなるかといふこと、それから第八條では第六條の規定以外の場合のものに觸れておりますが、この場合は、「第六條に規定する事業以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、三々といふ項目がありますが、この場合、これが事業主に委ねられて、その事業所に雇われておる従業員に委ねられるのはなぜであるか、その点伺いた

○政府委員(上山重吉) 第六條の強制当然適用から御指摘になりましたような事業を除外いたしました理由としては、この日雇労働でございまして、それから土産といふのは大抵日雇労働と非常に密接な関係がございまして、そういうものにつきましては保険技術上と申しますか、保険料の徴収でございまして、そういう点は適用が非常に難しいと思ひます。殊に業務の事業所が非常に位置がはつきり決まつてないといふような関係がございまして、いろいろ適用上困難な点がございます。従来健康保険、厚生年金等におきまして、こういうものを除外したしておるわけでございまして、又農林等におきましては比較的にこういう失業問題といふような問題も現状にお

きましては少いのでございまして、尙健康保険、厚生年金等におきまして、尙も、それらの法律の適用の必要が少いというので現に規定除外されておるわけでございます。それでこの第六條の適用事業につきましては、これは文字の表現として基準法の文字が使つてございまして、実質的な適用範囲としましては従来の健康保険なり厚生年金なりと全然同じ適用範囲にいたしておりまして、一應私たちとしましては、今出発するに際しましては適用上の実際の困難等のごとも考えましてこの程度で出発をいたしたいとかように考へております。但し健康保険なり厚生年金なりとも相並べまして少し適用を拡張する必要がありませうれば、將來十分更に検討しました上で法律改正の手続を取つて参りたい、かような考へてございまして、第十條にございまして、常備的になりましたものは日傭なり或いは臨時雇であるに拘わらず、被保険者に入れることにいたしておりまして、日傭の名義を借りまして実質上常備的なものを適用上から除外するといふことがないようにいたしたいといふのでございまして、尙この十條の日傭なり臨時雇の適用いたしますやう方からも健康保険法等に倣ひましてそれと調子を合してやつております。

それからもう一つ除外されますもの數でございまして、只今手許にはつきりした數字を持つておりませんので必要とございすれば後程御報告いたします。それから第八條の点でございしますが、これはいわゆる任意包括でございまして、一人々々の労働者が保険に入りたいたいものは、例へば整理されま

れます前にその人だけが急に保険に入つて来るといふようなことと、失業する機会が多いようなものだけが失業保険の被保険者になるというようなこともありまして、普通保険で適選択といふようなことを申しておりますが、そういうことはそういう意味からも適當でないし、又事務的にもそこまでは手が届かないといふので、これも健康保険、厚生年金といふれも包括被保険者ということにいたしまして、その事業場におりますものを全部纏めて被保険者にするということに相成つておるわけでございます。従いまして一人一人の従業員からその認可を申請するのではございませう、事業主の方から纏めてございしたい、こういうつもりでございます。但しこの第二項にもございまして、従業員に同意を得なければならぬことになつておりますし、それから第三項にありませうは、自分の、従業員の希望がある場合には申請をしなければならぬといふことになつております。これは従来健康保険等では特にこういう規定を設けませうに、実質上こういう趣旨で運用されることを希望しておつたのであります。が、今回失業保険法におきましては、法律上はつきり、多数が希望した場合には必ず被保険者にいたすといふことの申請を事業主がやらなければならぬ。かような規定にいたしましたわけでございます。

○山田節男君 今回初めてございしたような失業保険法案が上程されて、これは日本としては非常な冒険をおかすことの意味するものであります。その中でこの失業問題は、殊に差迫つた大量の失業といふことを控えておりました。この欧米諸國が、平常時の経済下における失業対策、従つてそれとして失業保険、それから日本のような非常時にアブノーマルな経済情勢においての失業対策といふことと、それから一つ、社会保障的の概念から見れば社会保険の観点からこの失業保険を見ても、大体こういうふうに見て行く必要があるのではないかと。私はそういう前提から、以後御質問申上げる。

第三條であります。第三條の失業の定義であります。被保険者が離職し、これは第二項に定義がございまして、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、これが各國の失業保険論者にとつて、実に困るというのです。この点におきましては、諸外國の立法例を見ますと、實際上非常にむづかしい問題でありまして、いろいろな規定をいたしておりまして、ただここでは労働の意思及び能力を有するにも拘わらずと、こういうふうな極めて簡単に語つてあるのではありません。これは立案者の方面から見まして、ここで實際の、例へば職業安定所におきまして、失業登録をしたから、そうしてここに出張して手帳に捺して貰う、こういうようなことから、それだけのことで私は労働者の、労働の意思及び能力があるといふことは、認定は甚だむづかしいと思つております。殊更こういふように簡略化された理由は何か、政令か何かおいてこれを確定できるような……これは非常にむづかしいのですが、どういふようにカヴァーするかどうか、何が御腹案があるか、どうか、あれは一つ御説明願ひたい。

○國務大臣(米澤嘉彦君) これは山田さんの御説明のように考へれば非常に複雑でございまして、例へば経済状態も考へなければならぬ。或いはもつと掘り下げを行けばいわゆる日本の國策及びそれといわゆる立地計画といひますか、人口政策といひますか、そういうことまでも考へて行くのです。そういうことをこの法律に、一つの條項に纏めて書くといふことは、到底困難でありまして、従つて多少アムビギユアスな点があるかも知れませんが、こういう工合に抑えたのであります。即ち憲法で、各人は公共の安寧に背かない限り職業の選択ができる、この精神をここに表わしたのであります。

○山田節男君 今の御説明は尤もであります。私はこの失業保険の、失業の行政の問題としてお尋ねしてはおりますが、まだ日本においてはこの失業保険の行政が行われていないのでありますから、未経験でありますから、私は敢えてこれを断言しようとは思ひませんが、實際の諸外國でやつている失業保険行政の事情を見ますといふと、この労働の意思及び能力があるといふだけで、それを失業者といふことは、私は至極簡略過ぎるのではないかと。これは大臣には無理かも知れませんが、他は政府委員から、いろいろ研究されておることと思ひますから、政令か何かで、もう少し、この簡略せる点を……要は失業保険の範圍、それから失業被保険者の利益を擁護する、これをお伺ひするのであります。

○國務大臣(米澤嘉彦君) 労働の意思及び能力といふことは誰が判定するかといふことになつて来ますと、非常にむづかしい問題であります。経済学的には、或いは医学的にも、又社会学的にも、いろいろ問題が起つて来るのであります。我々はそういう問題を深く掘り下げて検討せしめることのないように、とにかく常識的に本人が申出で、いわゆる求職を申し出て、而もそれがノーマルな、いわゆる体力或いは精神状況、そういう状況で、本人の希望意思を確めて、それが労働する意思があり、又それだけの体力がある。この係官の認定したときに、而もそれは職業がない。これで以て失業として解釋しておるのであります。別に法令によつて、どういふ場合、こういう場合と書く考へはありません。

○山田節男君 それでは申上げますが、この一休失業の認定を職業安定所でやる。そういうことになつた場合に、労働の意思があるか、或いは能力があるか、意思があつても主観的のもので、失業手帳に記載されただけでは、實際意思といふことが出来るかどうか、私は認定はむづかしいと思ひます。それから能力があるといふことであります。能力といふことも如何の意図があるか、若し失業者資格が失業者として、保険の給付を受けておらないうな仕事を肩付けまして、それをやつておらないうが、尙失業保険の給付を貰えるか、即ちそれは失業者として他の方面に使えるかどうか。例へば職物をやつておらないうが、失業者としてあるか、そういう者が失業した場合には、これは職能能力はあるかも知れませんが、能力は他に利用するといふようなことはできない。例へば、西陣織物をやつておる者とか、或いは貴金屬の方の仕事を多年やつておつた者は、他に利用ができない、そう

入りたいというものは、例えば整理さ

量の失業というものを控えておきまし

さんの御説明のように考えれば非常に

には、或いは医学的にも、又社会的

つた者は、他に利用ができない、そう

いう意味の能力もあるだろうと思いま
す、専門にぶつかりまして。それであ
りますから、これは一例であります
が、第六條に言つておられる失業被保
険者たるべき範囲において何つて、行
政上そういう運用は多々あるだろうと
思います。この点は私は若し大臣の仰
しやるようなことでお考えになつてい
ないならば、それこそ政令において、
そういうものの細則を決めて置かない
と、丁度これは今日の生活保護法が非
常に濫費に陥つてゐる。文句は簡略で
ありますが、非常に濫費されておる。
あれを思い出して御質問申上げたの
であります。

○國務大臣(米澤實事) 大体この三
條は、如何なる場合に如何なる人を失
業であり、失業者であるということ
を、大体總括的に決めたものでござい
まして、いま山田委員の御指摘になつ
たような問題、例えば第二十一條で以
て、いわゆる今まで失業者、前にその
労働者が得た労働条件であること
を、或いは仕事の種類であるとか、そ
ういつたことと相当離れて、その間に
相当の差異のある者に対して、職業
紹介をなし得べきものであるかどうか
というような規定、即ちそれは失業に
非常に関係のある問題になつて来るの
ですが、これについては、ここに二十
一條で決めてゐる。この場合も、この
法案の起草委員会では、相当問題にな
つたので、日本の今日の現状と比べ
て、他のいわゆる先進國といひます
か、経済問題、労働問題について、い
るゝの條件から見ても、日本よりも恵
まれてゐる國々の規定に従うべきであ
るか、或いは日本の今日の情勢から見
て更に一段落すべきか、こういうこと

でいろいろ論議がありました。例え
ば第二十一條の第一号の「受給資格者
の能力からみて不適当と認められると
き」、こういう問題のときに、英語で
いうインストラブル、シーバーとい
う言葉を使うならば、或いはアンスマ
ブル、レーパー、こういうふうにするべ
きか、このカテゴリーについては非常
問題になつたのであります。結局は
やはり日本もたゞ今は敗戦國であ
り、いろいろの條件が呼ばれておる。
これはアンスマブルの程度に止むべ
きである、こういう工合に委員会の意
向が決つた。そこでそれがいつて勞
務の配置轉換といふものの配置轉換を
なし得る余裕も非常に狭くすることは
いけないのであつて、これは本人の意
思を聞き、そして本人の意思によつ
ては前の給料よりも非常に安い仕事、
或いは前の仕事とは相当離れてお
つても本人の意思がそれで我慢する。
全然違つた職ではないが、多少で
も類似点のある仕事に本人がそれに進
んでやる場合においては就職を斡旋す
ることができると、こういう工合に考
えておるので、このことについては蓋
給であるとか或いは非常に就職の期間
を狭げめるようにして行きたいとい
う工合に考えておられます。

○山田簡男君 今の第三條に関する勞
働大臣の説明は、尙第二十一條のとき
に閣下して又御質問申上げることによ
して一應切ります。その次に第六條
の失業被保険者の範囲であ
りますが、これには第三國の人を含む
か或いは年齢はどうするか、それか
ら本法においては被保険者たるべき最
低の収入といふものに対する規定を欠
いておるが、これはどういふ理由で欠

いておるか、それからこの十條には二
箇月の期間以内にこれを雇用した者、
こういうような規定があります。併し
ながらこの徒弟はもとと廣い意味の二
年も三年もこの基準法が今後適用され
ることになりますと、この徒弟に対す
る年齢から申上げますと、十五歳以上
の被保険者が出るんじゃないかと思
いますが、そういうことに対する御対策
をどうやるかこの点をお尋ねしたい。
それから併せて性の問題ですが、男女
性の問題ですが……

○政府委員(上山顯君) 適用範囲で
ございまして、第三國人も入ることに考
えております。それから年齢の点につ
きましては、これも実はいろいろ議論
がございまして、社会保険制度調査會
以來、最低年齢なり最高年齢を定めよ
うではないかといふ意見もあつたので
ございまして、最低年齢につきまして
は、労働基準法等に規定もございませ
ん、苟くもこれらの事業場に雇われて
おるものについては、年齢の制限は寧
ろ設けない方がいいのじやないかとい
う結論に到達いたしました。適用年齢
に制限を設けなかつた次第でございま
す。それから最低の収入の点につきま
しても、苟くもそれが本人の定職とし
て考えられます以上は収入の如何によ
りましては制限をいたさないといふこ
とにいたしました次第でございまして、尤も
最低の収入につきましては、労働基準
法等におきまして最低賃金の規定があ
るわけでありまして、漸次そういうもの
の具体的なきまりができるのじやな
いかと思つております。それから第十
條の臨時雇用についてであります。同
じようにこれを被保険者にいたしたい

考えであります。それから性の点で
ございまして、これは確か最初の御説明
のときに申上げたかと存じますが、女
子につきましては、日本の労働事情か
ら考えまして、女子は任意包括でもい
いのじやないかといふ意見も相当強
な意見だつたのであります。これ又社
会保険としましての社会通帯と申しま
すか、そういう考え方から又現在の男
女を差別するのは、男女を差別する
といふような誤解の起るような規定は
適當でないではないかといふ意見もい
ろいろございまして、男女は全然区別
をいたさないことになつております。
○山田簡男君 今の被保険者、即ち給
付を受ける被保険者たるの條件として
は最低収入、これは健康保険の場合
どうなつておりますか、この規定でよ
ろしいのでございませぬか。
○政府委員(上山顯君) 健康保険の詳
しい規程は只今よく存じておりませ
んが、向うの方も標準報酬をいたしま
して非常に低い標準報酬が決つてお
りますが、最低収入の規程は確かなかつた
ように記憶いたしております。それで
實質からは結局そういうものが就職と
認められるかどうか、そういう者が就
職しておると見られるかどうかとい
う認定の点では、只今山田委員の仰し
つたことが問題になると思ひます。即
ちほんの副業的なものであつて、そ
ういふものは就職と見られるかどうか
という意味では問題になり得るが、苟も
就職しておる限りにおいては収入に拘
わらず被保険者にしたい、かように考
えております。

○山田簡男君 この第六條であります
が、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、
(ヘ)、(ト)と分けておりますが、これ
等の事業に働いておる者で、雑役と申
しますか、掃除人夫、いわゆる日雇、カ
ジュアル・レーパー、こういうつたもの
がこれに含めるのかどうか。それから
二の「法人の事務所であつて、常時五
人以上の従業員を雇用するもの」とこれ
は若し法人の事務所であつて、これが
漁業水産、こういうつたようなもの
人であつた場合に、これが適用される
かどうかといふことをお伺いしたいと
思ひます。
○政府委員(上山顯君) 雑役の問題と
しましては、結局第十條の規定と關係
すると思つてございまして、日雇
い入れられる關係に考えますれば、原
則として被保険者から除外されるので
あります。併ししたといふ日雇の雇用形
式でありまして、現実に同一の事業
主に雇用されておりました、引續いて
一ヶ月以上超えましての場合には、一ヶ
月を超えまして後はこれを被保険者に
いたすといふことになつております。
尙これに閣下しては、職業安定法
で御審議願ひいたしましたように、そ
れが、労働供給業によつて非常に
工場に供給されておつたのであります
が、労働供給業が廃止されるに伴いま
して、これはできるだけ工場等の雑役
で今まで労働供給業で日雇として供給
されてきたものは、工場の方で常雇に
切り替えて貰ひたい、かような方法で
指導したいと思つております。そ
れからも一つ、法人の事務所であつ
て、農林業はこれは先刻も御質
問があつたのであります。被保険者
にはしておられません。法人といふこ
とになりますと、農林業でも公益法人
に違いありませんので、法人でありま
す限りは、農林關係の法人でもやはり

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(中山真夫君) 中野委員から、地方労働基準局の問題について御質問がある旨御要求がございましたが、大臣の御都合もございまして、こゝでちよつと中断しましてお聴きしたいと思ひます。よろしくございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中野委員 これはこの間から政府委員の方にも一應お話ししてあるわけですが、時間がございせんから、私は成るべく問題を単純にしてお話しします。それから皆さん立つてお話しされるのですが、私ちよつと足が悪いので坐つてお話ししますから、皆さん氣を悪くならぬで頂きたいと思ひます。

実は労働基準局の問題については、最初のときからいろいろ問題がありまして、殊に初めてできるものではないかと、いろいろな關係上手違いがあるといふことは、これは或る程度止むを得ないと、こゝ考へられます。そこで私も細かいことをつづき出すといふ意味でお問ひするのではないので、そのことはよく政府委員の方でも了解して頂きたいと思ひます。

問題は、九月二十九日の福井新聞に、福井の労働基準局のやつた仕事についていろいろ投書があるのです。ちよつと簡単に読みます。題は「ジャンパー配給」といふ題になつております。「先日縣内労働者用として福井労働基準局からジャンパーの上衣が配給された。極めてお粗末なものであるが、一枚二百九十九円五錢で、その上基準局の手数料が三十四円附加されているので、結局一枚三百三十九円五錢となる。値段の高いといふことは、このジャンパー上下一着分が二百二十四円で市場で販賣されておること御了解願へると思ふ。特に基準局がこの一枚について三十四円の手数料を附加しているのは何故か、受給者が受取りに行くのだから輸送費も要らん筈である。私は敢て労働基準局がプロカーをやつていふとは思ひない。何か理由があることと考へる。

更に最近配給される品物には、事業關係組合が基準局の手数料と同額程度の手数料を附加しているから、結局労働者の手に入るまでには非常な高値となつてしまふ。厭なら配給を受けるなど言へばそれまでだが、それでは納得できない。納得できるように本欄で次の項について福井労働基準局長さんの御説明を願ひます。

一、ジャンパー上衣一枚が市價の三倍にもつゝ理由
二、労働基準局がかような高手数料を附加した理由
三、中間機関に手数料附加を認めるのかどうか、認めるとすればその限度」と、こゝういふ問が出ております。それでこれについてお答えを願つて、それから福井の労働基準局自身がどう答えておるかといふことと突き合せて問題にするのが当然でありますけれども、時間がありませんから、労働基準局がそれに答えておられますから、その答への方も読みます。「お答え」として、「今回配給したジャンパーは、絹紡製で、福井織研興業組合(組合長栗茂二氏)から入荷をみたものですが、以下項目を追つて御回答いたします。(一)市價は当方として周知するところではなく、二百九十九円五錢の値段は、縣價格査定委員会の査定値である

ことを御了承下さい。(二)(三)については、予算不足その他の理由から、当局が直接皆様の手許に配給した場合は、一割、中間に配給機關が存在したときは当方三分配給機關七分の割で手数料を頂いて、これを不足がちな通信連絡その他の費用に廻してあり、これは局長の方針によるものであります。又限度と言われますが、これはそのとき扱ふ品物の内容などによつて中間機関がないときもあつて、一概には言ひ切れません。(福井労働基準局)と、こゝういふ答へが載つております。

それで、これについて政府委員にこの前から話してありますので、問ひ合せもあつたことと思ひますが、私として問ひたいことは、最初基準局ができたときに、基準局關係の人が地方の事業主に寄附を求めたといふようなこともあつて、そういうものの禁止の手續が取られておるわけですが、それと内面的に共通したことがこゝにも現われておるかと思ひます。それで、これから出て来る問題はいろいろあります。基準局には現に予算が取つてあるのですから、お問ひしたいことの第一は、基準局がそういう物資を労働者に向つて配給するのだから、これが第一、それから配給する場合は、基準局の性質上、その値段は最高市價市の値よりも高くなつてはならない。ノーマルに行けば市價以下でなければいかんことと考へます。その点はどうかといふこととあります。それから第三は、基準局は原則として中間配給機關を排除してやらなければならぬのではないかと。そのことに對する当局のお考え。第四は、手数料を取らんとしうことが原則として実行されなければならぬのではないかと。これに對するお答え。その次は手数料を取つて基準局の費用に當てるというところは違法ではないかと問ひ問題。これは予算との關係で殊に……。

それから仮りになにかの事情でそういうことが問題になる場合、基準局長がそれをすることが出来るかどうか。手数料を一割取るというのを基準局長が一方的に決めて、そうしてこの労働者に品物を押付けたわけですから、これがこのまま行われれば、つまり物資の配給について、基準局長が一方的に附加金を徴収するといふことになりませんが、そういうことが出来るかどうか。それが違法でないかどうか。若し基準局が基準局の費用を捻り出すために、配給物資に一方的に一割、或いはさまざまの手数料を附加してこれを取ることが違法であるとすれば、そういうことを強断的にやつた基準局長は罰せられるかどうか。それからこの問題が全部明らかになつた場合には、この人の場合、この取られた三十四円といふものは戻るかどうか。こゝういふ点についてお答え願ひたい。

それでは私はこゝういふことが外にもあり得ると考へますので、新らしい充足した基準局の仕事が、こゝういふふうなことで最初から汚されると外のあるような労働關係の仕事をやろうとしても工合が悪くなる。その点でお問ひするわけでありませう。

○國務大臣(米窪嘉亮君) 中野さんの御指摘のことは私文字通り今初め伺うので、大体において遺憾のことだと思ふんです。それはどういふわけであるかといふと、基準局が労働用物資の取扱をするところまで、私のところへ

来た情報によれば、まだやつておらないと私は解釈いたします。これは從來は縣の労働部がある所は労働部、ない所は労政課、そういうところで從來配給を掌つておるのであります。基準局がそういう物資の配給の実務に當るといふことは、少しく異様に私は考へております。勿論私としては、目下閣議においても、労働關係協議會においても、將來は加配米及び労働用物資という物は、安本でその割当の大綱を決めて、それからそのターポンの発行、或いは実物を流すことは、一應中央においては労働省、地方においては労働省の出先機關へ一つその事務を移譲して、それから商工省、農林省、或いは運輸省、そういう所へ……。労働省で一應その仕事を、そうして向うへ移すといふことにしたい。

で、ただ今日は、御承知の通り傾斜生産本位で、そこへ重点を置いてやつておるわけであり、勢ひ現業廳といふものが、配給の実務を一つおこなうので、將來我々としては、名目資金と実質資金との差額を物で埋めて行きたいといふ理念の上立つて行く以上は、一應安本の割当計画を実行に移すといふときは、労働省に一任されたい。こゝういふことをいつておられますが、まだそれは閣議で決定してありません。従つて労働省のいわゆる地方機構である基準局がそういうことを扱ふのがすでに私としては不思議と思つておるものであります。これは福井縣の越権であるといひませんが、もう一辺それは嚴重に至急私の方で調査を命ずることになります。

第二の点は、この基準局で労働用物資を扱ふ場合においては、これは勿論

五

五

五

五

五

最高市價を超えては相成らんと私は思つております。若し希望を述べれば、最高市價よりも安く配給すべきである。即ち中央から地方へ労務用物資が流れて行つた場合において、その諸掛りはやはり加えなければならぬです。それ以上の利益というものを加えるべきではないかと考へておるのであります。三十円ですか、何ですか、手数料を取るといふことは以ての外です。まだはつきり調べておりませんが、そういう工合で、福井の労働基準局長としては、それを配給するのに要した通信費といふようなものの意味で、その手数料を取つたと思つたので、決してそれは役人のポケットに入つたものでないと思ひますが、併しその場合でも、それはそういう予算が本省からして割当てられておらないから、勢いそういう配給のときにいわゆる手数料として取つたと思ひますが、併しそれはそういう現実の理由があつたところで、それは成り立たない。当然労働省はサービス省といふことをい

尋ねになり、私の答へておる程度であるならばこれは相當の処置をとりこの基準局長に反省を求めざるばかりでなく、いわゆる官吏服務規律その他の官吏に対する諸法規の範囲において処置をとる。又こういうことは福井縣ばかりでなく全国にあると思ひますから、これは全国の労働基準局長に至急嚴重なる戒告を労働大臣の名において発しようと思ひます。

○中野重治君 今の労働大臣のお答で私は非常に満足します。尚ついでに申しますと、この福井の労働基準局長の答への中にある値段のつけ方については、それは労働基準局自身がつけたのではなく、業者の団体がつけたので、自分たちは関知しないという項があります。それはさうだらうと思ひます。ただ福井縣の場合なんかは、今新聞に問題になつておりますように、繊維製品の大きな問題がありまして、場合によると業者がストックを押えられる危険のある場合、予め正式の機関へこれを移して、合法的に流してしまふということが今までもあつたと思ひますし、又あり得るわけですから、そのことを十分勘定に入れて調査をして頂きたいと思ひます。

○兼井八郎君 ちよつと私お尋ねしたいのですが、基準局の寄附の問題ですが、大體國の基準局出張所などに出す予算が余り少ないのじやないかと思ひますが、私は埼玉縣の忍であります。このへ出張所ができませんが、國の予算は五千五百円、それで出張所がこれを決めた予算が十二万円ばかりの予算で、そこでその抽出をどうするかというところにきまして、非常に業者が多額の寄附を仰せつかつておるので

すが、業者といつたしましては無理からんことと思つておるので、余り國の予算が少な過ぎて、半分くらいは國で出して、あと半分は一つ地方で持つてくれ、こういうならば話は分るが、実にこれには迷惑しておるので、私の所ばかりではないと思ひますが、その点どうでせう。何かそこで予算が少いから、もう少し見積りを多く見たらどうか、さう思つたのですが、その点どうでせう。

○國務大臣(米澤清義君) これは中野委員も御指摘になつたのでございまして、この前に衆議院でも問題になつた。実は兵庫縣、愛知縣等にも寄附を頼んだということがあるのであります。これについては労働基準局長の名において、又労働大臣の名において、嚴重にさういふことは相成らん、さういふ通達を全國に出しております。その通達前にさういふことが、あつたのがそれを今お取上げになつたものと思つてあります。これは勿論予算が非常に少いので、出先の局長或いは所長が困つておることは認めておるが、現在追加予算として大蔵省に折衝中ではございまして、御承知の通り、財源がないとか、いろいろの点で関係の方面で制限されたり、いろいろのことで基準局の關係の追加予算が承認されるかどうか、自信がない。従つて出先の者の意見を聴くは無理からん点があるやうですが、一應併し労働大臣として嚴重なる戒告を發しておりますが、打割つて現状を聞いて見ますと、誠に氣の毒だと思ふ点があるのであります。従つてこの点は目下大蔵省の方へも要請しておりますが、甚だ虫のいいことをお願いするのですが、適當の機会に皆

の方から質問の形で大蔵大臣にその点をお尋ねして頂ければ結構だと思つております。

○理事退席、委員長着席
○委員長(原虎一君) 代つて委員長をいたしました。昨日の委員会におきましての申合せに基きます連合委員会決定権と運営の方法について運営委員会に對して當委員会の希望要請として傳へるというので、先程運営委員会に参りました。この問題につきましては、運営委員の方もおられると思ひますが、運営委員会は既に問題にいたしました。今日が決定する日になつておつたやうであります。決定前に私發言を求めまして、私から連合委員会の運営について、最終決定権を付託された委員会にのみ持たすというやり方に対して、法的解釈は別として、運営をやつて来た実情から見ますと、さういふやうな大きな難点といふことが、障りにつかつかつておると申しますか、最終決定権を持たない参加した委員は、関心は深くても、決定権がないといふことによつて、やはり人情として関心を薄くする。関心の深度が交つて來るといふ事実、それから極端のことを申しますと、付託された委員に二名若しくは三名が出席して、参加した方は委員会に多数出席して、委員会が多数に達して構成するとしますと、付託を受けた委員の意見といふものは余り出ない、参加した委員の意見が反映しておりました。決定の場合においてはこの二三名の者によつて決定するといふやうな、非民主的な

こともあり得るといふことが發見され、さういふ問題についてすでに我々が欠点を發見したのであるから、再審議して決定権を持つやうに變更して貰いたいといふことを申添えましたが、すでにこれは今日まで討論なくして、各派の意見を持ち寄つて直ぐ決定するといふことになりましたので、余り討論といふものが行われずして、多数によつてこれが一應現状のまま決定権は付託された委員会を持つ、さういふやうに決つたわけでありまして、解釈は現行法に基いて連合委員会の運営は、本日運営委員会の再確認した方法が妥當だ、さう認めるというのであります。將來この方法によつて事実上いろいろの欠陥が現われて來ますれば、法の改正も考えなければならぬであらうといふことで、一應決つたわけでありまして、甚だ微力にして申合せの趣旨を徹底することができませんでしたが、左様御了解を願ひたいと思ひます。

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

○天田勝正君 この問題につきましては、議院運営委員も兼ねております。私としては、非常に苦慮いたしましたのであります。運営委員会におきましても、実は各派の中でも、現在運営委員会で議題になつておるポイントが何処にあるかといふことを非常に混同して考へられておるのではないかと、いふことを、しよつちゆう感ずるのであります。先程労働委員長が参られました。發言されたのであります。結果においては現行法規においてはさういふに解釈するといふやうに、今報告の通り決定を見ました。併しながら今すでに問題になつておることは、現行法規の如何を問はずして、連合委員会に決定権を持たすべきである、その上にお

か多大の奮闘を仰せつがうておるので
お願ひするのですが、適當の機会に皆
て決定するとうような、非民主的な
定権を持たすべきである、その上にお

いての規則の不備等は改正でもなんでも、その都度やるべしということ、運営委員会が問題になつておるのだけども、飽くまで三十六條の解釈をそのまま推進しまして、決定される餘いがあるのではありません。今日の問題になりましたのは、各党派の意見を持ち寄る、こういうことではありません。恐らく私は各党派においても今の混同と同様になつたのではないかと、私自身の会派の決定をみましても、どうもそういうことが考え得られるのであります。従つて私は労働委員の各位は、自分の会派において決して今の解釈をどうするといふ問題ではないので、今後において、連合委員会に決定権を持たすべしという空気を醸成して頂くならば、必ず運営委員会も好轉して行くのではなからうかと考へるのです。今日のようないわゆる採決をされますれば、どうしても今まで八月四日すでに決定したことありますから、やはり現行解釈によればそれはできない。こういうことに賛成せざるを得ないのではないか。この点お含み願ひしまして、一つ御活躍を願ひたいということをお上げます。

○岩間正男君 一應運営委員会が、そのような決定をしたにしても、現実には飽くまでこのことを要求しておるということ深く自分の体験を通じて言ふことができると思ふのであります。この法規の適用を受ける所の労働大衆の大きな関心のある問題であります。恐らくこれがその内容を通じておるところの労働委員会というものの中心的な参加なしに決定されて行くことは、全労働大衆は決して満足してはいないだらうと思ふのであります。その

この程度にいたしましたか、或いは他にまだ……
○委員長(原虎一君) それでは懇談会の御請求がありましたから、速記を止めて懇談会に移ります。
午後十一時五十四分懇談会に移る
○委員長(原虎一君) 懇談会を終りまして委員会に移ります。報告申し上げます。一般労働問題に関する調査承認要求につきましては、本日付を以て議長より許可がありましたので、その第一回の調査会の日時は、委員長が適當に決すると思ひまして、次のようなプランを進みたいと思ひます。
労働委員会より見た労働問題につきまして、末弘博士の御出席を願ひ、それから全般的組織を有する労働組合の代表、例へば全官公労、國鉄労組、産別会議、労働総同盟等の代表者、資本案側の代表者といはしましては、主として経営者団体の代表者に出席を願ひ。
第二には、労働基準法の施行方針並びに施行状況に関して政府の説明を求め、労働委員会の運営状況に関して政府より説明を聴取する。第三番目につきましては、連合軍司令部の労働関係についての講演を聞く、こういうふうに進めて参りたいと思ひます。御決定を願ひたいと思ひます。
○委員長(原虎一君) それでは本日はこれを以て閉会いたします。
午後零時三十九分散会

出席者は左の通り。

委員長	原 虎一君
理事	畑 末治君 小川 久義君 栗山 良夫君
委員	天田 勝正君 山田 節男君 荒井 八郎君 植竹 春彦君 紅露 みつ君 平野善次郎君 深川タマ江君 堀井 伊介君 藤井 丙午君 中野 重治君 岩間 正男君
國務大臣	米窪 満亮君
労働大臣	米窪 満亮君
政府委員	労働事務官(職業安定局長) 上山 顯君

昭和二十二年十二月十八日印刷

昭和二十二年十二月十九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局